

①相談

児童相談所またはフォスターング機関の職員による制度説明



②研修

基礎研修及び登録前研修(計3日間)を受講



③家庭訪問調査

- ・里親認定申請書の提出
- ・家庭状況(家族構成、住居の状況、経済状況、健康状態等)の確認



④施設実習

県内の乳児院または児童養護施設での実習(計2日間)



⑤審査・登録

- ・県社会福祉審議会での審査を経て、知事が里親として認定
- ・里親名簿に登録

※養育里親・養子縁組里親は5年、専門里親は2年ごとに更新研修の受講が必要となります。

子どもを家庭に迎え入れるにあたって

児童相談所は子どもの条件や里親の状況等を考慮して、子どもにとって最適な環境となる里親家庭を選びます。その後、面会、外出、外泊等のステップを経て、子どもの養育を委託します。

※子どもが委託される時期や養育期間は様々です。

※里親登録順に子どもが委託されるわけではありません。

## お問い合わせ先

お住まいの地域の児童相談所にお問い合わせください。

### 児童相談センター

北勢児童相談所  
〒510-0894  
四日市市大字泊村977-1  
TEL:059-347-2030  
FAX:059-347-2056

鈴鹿児童相談所  
〒513-0809  
鈴鹿市西条5-117  
(県鈴鹿庁舎1F)  
TEL:059-382-9794  
FAX:059-382-9795

中勢児童相談所  
〒514-0113  
津市一身田大古曾694-1  
TEL:059-231-5666  
FAX:059-231-5903

南勢志摩児童相談所  
〒516-8566  
伊勢市勢田町628-2  
(県伊勢庁舎別館2F)  
TEL:0596-27-5143  
FAX:0596-27-5309

伊賀児童相談所  
〒518-8533  
伊賀市四十九町2802  
(県伊賀庁舎4F)  
TEL:0595-24-8060  
FAX:0595-24-6310

紀州児童相談所  
〒519-3695  
尾鷲市坂場西町1-1  
(県尾鷲庁舎2F)  
TEL:0597-23-3435  
FAX:0597-23-3437

総務・家庭児童支援室  
〒514-0113  
津市一身田大古曾694-1  
TEL:059-231-5669  
FAX:059-231-5904  
MAIL:jidoucen@pref.mie.lg.jp

### お住まいの地域

桑名市、四日市市、いなべ市、  
木曽岬町、東員町、菰野町、  
朝日町、川越町

鈴鹿市、龜山市

津市、松阪市、多気町、  
明和町、大台町

伊勢市、鳥羽市、志摩市、  
玉城町、度会町、大紀町、  
南伊勢町

伊賀市、名張市

尾鷲市、熊野市、紀北町、  
御浜町、紀宝町

三重県児童相談センターの  
HPにも里親制度に関する情報  
を掲載しています。

三重県 里親制度

検索

# 「里親」を 知っていますか?

様々な事情で自分の家庭で  
暮らせない子どもたちを家庭  
に迎え入れ、養育を行う方を  
「里親」といいます。



児童相談所では、子育てに関する  
相談のほか、「妊娠がわかったけど、  
自分で育てることが難しい」といった  
悩みをお持ちの方の相談も受け付けています。

## 里親とは？

保護者の病気や養育困難、または保護者がいないなど様々な事情で、自分の家庭で暮らせない子どもたちがいます。こうした子どもたちを家庭に迎え入れ、養育を行うために、児童福祉法では「里親」制度を定めています。

※里親になるには一定の要件があります。

## 里親の種類

### 養育里親

保護者と生活ができるようになるまで、または自立して生活できるようになるまで(原則18歳まで)養育する里親です。養育期間は、1か月末満の場合もあれば、数年間の場合もあります。

### 養子縁組里親

養子縁組によって養親となることを希望する里親で、養子縁組が成立するまで里親として養育します。

### 専門里親

虐待を受けた子ども、非行傾向のある子ども、障がいのある子どもなど、専門的な支援が必要な子どもを養育する里親です。

### 親族里親

保護者の死亡、行方不明等により、子どもを養育できなくなった場合に、子どもの扶養義務者である親族(祖父母等)が子どもを養育する里親です。

## ファミリーホーム事業

里親を大きくしたイメージの里親型のグループホームです。養育者の住居で、5~6人の子どもが生活します。

## 安心して養育をしていただくために…

### 子どもの養育費

子どもを養育するにあたり、里親手当、生活諸費、子どもの医療費、教育費等が支給されます。支給される手当等は、里親の種類や子どもの年齢等によって異なります。

※養子縁組里親、親族里親には里親手当の支給はありません。

### レスパイト・ケア

子どもを養育している里親が一時的な休息をとる等のために、年間7日間以内を原則として、乳児院、児童養護施設または他の里親に子どもの養育をお願いすることができます。

### 里親支援専門相談員

県内の乳児院や児童養護施設に配置されています。児童相談所職員・里親委託推進員と連携しつつ、里親のパートナーとして相談に応じます。

### 一般社団法人 三重県里親会

里親同士の交流、情報交換や里親制度の普及・啓発などを目的とした団体です。地域ごとに支部があり、交流会や研修会などの活動を行っています。



みえさとちゃん  
(三重県里親啓発公認 キャラクター)

## 里親は子どもの育ちの応援団

里親養育は“公的な”養育です!

子どもの育ちを  
みんなで応援しましょう!!

